

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第11号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（年次休暇の日数）</p> <p>第10条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定によ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（年次休暇の日数）</p> <p>第10条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号。<u>以下「労働基準法」という。</u>）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回</p>

り付与すべきものとされている日数とする。

(1)から(3)まで (略)

(年次休暇の単位)

第12条 (略)

2 (略)

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）及び第10条第3号に掲げる職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) (略)

(特別休暇)

第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻日（婚姻届日又は挙式日）の5日前から婚姻日の1年以内の連続する7

る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1)から(3)まで (略)

(年次休暇の単位)

第12条 (略)

2 (略)

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) (略)

(特別休暇)

第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻日（婚姻届日又は挙式日）の5日前から婚姻日の1箇月以内の連続する

日以内（週休日及び休日を除く。）

(6)から(9)まで（略）

(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれにつき30分を超えない範囲で必要な期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超

7日以内

(6)から(9)まで（略）

(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれにつき30分を超えない範囲で必要な期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

<p>えない期間)</p> <p>(10)から(20)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、<u>別に定める場合を除き</u>、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 1時間を単位とする特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員<u>及び第10条第3号に掲げる職員</u> 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(10)から(20)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 1時間を単位とする特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、この規則による改正後の四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条第1項第5号の規定は、令和2年3月1日から適用する。

(総務部人事課)